

愛知県高等学校等奨学金 令和6年度募集の御案内

愛知県では、高等学校等に在学する生徒の修学を支援するため、生徒本人に対して奨学金の貸与を行っています。

奨学金の貸与を希望される方は、在学する学校に申し出てください。

1 申込みの方法

申請書類を在学している学校から受け取り、学校へ提出してください。(予約採用決定者も同様)

2 申込み期限

令和6年6月7日(金)まで (事務室で申請書類をお渡しします。)

3 奨学金の概要

(1) 貸与月額及び返還期間

区 分		貸 与 月 額	返還期間	左記と選択できる月額	返還期間
国公立校	自 宅 通 学	1 8, 0 0 0円	1 0 年	1 1, 0 0 0円	6 年
	自宅外通学	2 3, 0 0 0円			
私 立 校	自 宅 通 学	3 0, 0 0 0円	1 2 年		
	自宅外通学	3 5, 0 0 0円			

(2) 返 還

卒業後(又は退学や転学などで在学しなくなった後)半年後から貸与月額に応じた返還期間で返還(原則、月賦・半年賦・年賦のいずれかによる均等返還)

(3) 返還猶予

- ・ 卒業後も、大学、専門学校等の教育機関に在学中は申請により返還を猶予します。
- ・ 低所得世帯の方を対象に、奨学生本人の収入が一定の額に達しない間は、申請により返還を猶予します。(平成24年度卒業生から対象)

4 貸与の対象となる方

次の(1)及び(2)に該当することが必要です。

(1) 親権者又は未成年後見人が県内に在住し、高等学校・専修学校高等課程に在学の方

(2) 経済的要件(次の(ア)又は(イ)に該当することが必要です。)

(ア) 令和5年度に高等学校等奨学金の貸与予約決定を受けた方

(イ) 親権者等の課税標準額(市町村民税所得割の課税総所得金額)の合計額から一定額控除(*)後の額が230万円以下の方(前年に貸与予約申請をされ不採用となった方も、(イ)を満たしていれば採用される可能性がありますので、貸与を希望する場合は申請してください。)

*親権者等の扶養親族のうち、令和6年1月1日時点で0歳～15歳の方一人につき33万円、16歳～18歳の方一人につき12万円を課税総所得金額から差引く。

5 問合せ先

南山高等学校男子部事務室 052-831-6544 (加藤)